

公 示

公示第 4 3 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 1 5 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

北陸信越運輸局長 田中 賢二

別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」

新	旧
公 示 公 示 第 1 5 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北 陸 信 越 運 輸 局 長 武 藤 秀 一 記 1. ～ 8. （略） 附 則（平成14年7月1日付け公示第15号） （略） 附 則（令和6年12月24日付け公示第62号で一部改正） 1. 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。 2. 記2.（1）の規定における申請率を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、記2.（2）の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。 3. 記3. 以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。	公 示 公 示 第 1 5 号 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年7月1日 北 陸 信 越 運 輸 局 長 武 藤 秀 一 記 1. ～ 8. （略） 附 則（平成14年7月1日付け公示第15号） （略） 附 則（令和6年12月24日付け公示第62号で一部改正） 1. 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。 2. 記2.（1）の規定における申請率を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、記2.（2）の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。 3. 記3. 以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

附 則（令和 8 年 4 月 2 4 日付け公示第 5 号で一部改正）
改正後の規定は、令和 8 年 4 月 2 4 日以降に申請のあったものから適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。

附 則（令和 8 年 8 月 2 6 日付け公示第 4 3 号で一部改正）
改正後の規定は、令和 8 年 8 月 2 6 日以降に申請のあったものから適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。

別添

運 賃 適 用 地 域

運賃適用地域名		適 用 地 域
新潟地区	旧新潟県 A 地区	新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域
	旧新潟県 B 地区	旧新潟県 A 地区を除く新潟県の全域
石川地区		石川県の全域
富山地区		富山県の全域
長野地区		<u>長野県の全域</u>

別紙 1 ～別紙 5（略）
別添 1 ～別添 2（略）
別表 1 ～別表 2（略）

附 則（令和 8 年 4 月 2 4 日付け公示第 5 号で一部改正）
改正後の規定は、令和 8 年 4 月 2 4 日以降に申請のあったものから適用し、既に申請があったものにも遡及して適用する。

別添

運 賃 適 用 地 域

運賃適用地域名		適 用 地 域
新潟地区	旧新潟県 A 地区	新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域
	旧新潟県 B 地区	旧新潟県 A 地区を除く新潟県の全域
石川地区		石川県の全域
富山地区		富山県の全域
長野地区	<u>旧長野県 A 地区</u>	<u>長野市 A（長野市のうち、平成 1 7 年 1 月 1 日合併前の長野市及び平成 1 7 年 1 月 1 日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域）</u>
	<u>旧長野県 B 地区</u>	<u>旧長野県 A 地区を除く長野県の全域</u>

別紙 1 ～別紙 5（略）
別添 1 ～別添 2（略）
別表 1 ～別表 2（略）